

受動喫煙・路上喫煙等の対策について（答申）

令和元年 8 月

高石市受動喫煙・路上喫煙等対策検討委員会

はじめに

国において、平成 30 年 7 月に「健康増進法の一部を改正する法律」（平成 30 年法律第 78 号）が公布された。この法律の趣旨は、望まない受動喫煙の防止を図るため、多数の者が利用する施設等の区分に応じ、当該施設等の一定の場所を除き、喫煙を禁止するとともに、当該施設等の管理について権原を有する者が講ずべき措置等について定められている。

また、大阪府においても同趣旨から「大阪府受動喫煙防止条例」（平成 31 年 3 月）が公布された。

高石市議会においては、路上喫煙やたばこの吸い殻のポイ捨て等の対策に関する調査・研究が行われてきた。

このような中、本委員会は、市民等の健康及び安全で快適な生活環境の確保のための対策を総合的に推進するにあたり、附属機関として設置され、市長からの諮問を受けたものである。

喫煙行為は、個人の自由の範疇に属する行為である一方、危険な歩きタバコを含む路上喫煙や吸い殻のポイ捨て防止、望まない受動喫煙への配慮を図ることは、喫煙者が社会の一員として意識する事柄である。意識を欠いた喫煙行為が、市民の健康や身体・財産、また、まちの美化に影響することのないよう、公共の場所での喫煙は、一定の規制が必要である。

しかし、一方で、先進的な自治体においては、当初、歩きタバコの禁止を努力義務としたが、吸い殻による住環境の悪化を防ぐことができなかったため、さらに、罰則を設けることで改善を試みたが、効果は得られなかった。そのため、公共や民間の喫煙所の整備等を促進・実施し、喫煙者と非喫煙者が共生できる環境づくりへと舵を切り直したという経緯がある。

本委員会では、受動喫煙・路上喫煙等の対策について、市長からの諮問を受け、市民等の健康及び安全で快適な生活環境の確保の観点から検討・審議を行った。

今回の答申にあたり、市民等の健康及び安全で快適な生活環境の確保が図られ、喫煙する人とならない人がともに快適に暮らせるため、「共生の街づくり」が進められることを期待する。

検討にあたっての基本的な考え方

- ① 屋外においても喫煙する人とならない人がともに快適に暮らせるため、公共の場での喫煙を一定規制するとともに、公衆喫煙所を整備し、分煙を推進する。
- ② 市民、地域との協働により、喫煙の一定の規制の周知・浸透を図るとともに、指導・啓発を強化し、喫煙に関する意識の向上等の取組を推進していく。

特に、「喫煙する人とならない人がともに快適に暮らせる」ことについて、望まない受動喫煙による健康への影響と喫煙する自由について慎重に議論した。

また、実現の可能性が高く、継続して取り組める内容の答申とするよう努めた。

答 申

(1) 公共の場所等における喫煙の規制

① 屋内公共施設における喫煙について

屋内公共施設は、市民福祉の増進を目的として設置される公の施設等、多くの市民が利用される施設であり、また、健康増進法及び大阪府受動喫煙防止条例の趣旨を踏まえ、原則として喫煙を禁止すべきである。

② 屋外公共施設における喫煙について

公園、屋外運動施設等は、子どもをはじめ、幅広い年齢層の方が利用される施設であり、緑や自然を楽しめる市民等のレクリエーション・憩いの場所として、その利用目的はさまざまであることから、原則として喫煙を禁止すべきである。

③ 道路における喫煙について

道路は、多くの市民が往来し、集まることから、より厳しい規制を課す意見もあるが、喫煙する人とならない人がともに快適に暮らせるという観点から考えると、分煙環境の整備を推進しつつ、喫煙しない人への配慮を促すことが必要である。

特に、人が密集する駅前等の道路については、一定の規制を設ける必要がある。

(2) 公衆喫煙所整備の考え方

① 分煙環境の整備について

喫煙する人とならない人がともに快適に暮らせるとともに、望まない受動喫煙の防止、市民等の安全安心、環境美化の推進の観点から、屋内公共施設の敷地内（屋外）、屋外公共施設、道路等において、一定、分煙環境を整備していく必要がある。

② 公衆喫煙所の設置場所について

公衆喫煙所の設置場所は、まちの景観、人の動線や混雑の度合い、公共施設等の規模や利用状況、地域の実情等を十分考慮して選定することが必要である。

③ 公衆喫煙所の仕様について

公衆喫煙所の仕様は、望まない受動喫煙に配慮した仕様とするべきである。

また、物理的かつ技術的な制約を踏まえ、整備することとし、あわせて周知に努める。

(3) 路上喫煙等禁止区域の指定の要否及び罰則規定（罰金・過料）の有無について

① 路上喫煙等禁止区域の指定について

路上喫煙禁止区域については、人の往来が多く、周囲の市民等に迷惑や危険を及ぼすと想定される道路に指定すべきである。

なお、本条例が制定・施行された場合、行き場のない喫煙者を誘導することにより、喫煙する人とならない人がともに快適に暮らせるため、公衆喫煙所の設置が望ましい。

特に、主要駅周辺については、地域住民をはじめ道路管理者等、対外的に理解を得られるように努める必要がある。

また、喫煙者数やたばこの吸い殻のポイ捨ての状況を把握しつつ、実態を踏まえた上、区域の指定の解除又は変更を検討することが望ましい。

② 罰則規定について

条例に罰則を規定し、過料等を徴収することにより、市の喫煙等対策としての路上喫煙禁止区域における喫煙の抑止が図られ、再発防止が期待できるものの、過料等の徴収が目的ではなく、喫煙に関する意識の向上を図ることが目的であり、地域の実情を十分考慮すべきである。

過料等を徴収するためには、その体制整備等に要する費用に対し、その効果が見込まれない。

法及び府条例の施行後間もないことから、受動喫煙・路上喫煙等の諸課題について、市民に対する意識の醸成が図られていない。

これらを考慮すると、まずは受動喫煙・路上喫煙等の諸課題に対する市民の意識醸成や喫煙に関する意識の向上を図ることが必要であり、今後、必要に応じ、過料等の設定を検討することも有効と考える。

(4) むすびに

この答申は、現時点での受動喫煙・路上喫煙等を取り巻く情勢の中で、喫煙する人とならない人がともに快適に暮らせるよう、審議をしてきた結果である。

喫煙人口は減少傾向にあるが、喫煙者が存在する社会は今後も継続していく。

市には市民等に対し、受動喫煙・路上喫煙・たばこの吸い殻のポイ捨てについて啓発していく取組などを踏まえ、長期的な視点に立ち、屋内及び屋外での喫煙等対策を実施することを望むが、適宜適切な時期に相応した見直しを行うことが重要である。

法及び府条例に加え、本条例が制定・施行された場合、望まない受動喫煙による健康への悪影響の未然防止、安全で快適な生活環境の確保等に努めなければならない。

受動喫煙・路上喫煙等対策の推進が、市に住んでいる人はもちろん、訪れるすべての人が気持ちよく過ごすことができる空間づくりへとつながり、それが市の魅力となることを願ってやまない。

〈付帯意見〉

本委員会は、今後、次の事項について適切な対応をとることを意見として附します。

- ・ 条例（案）に記載の「市の責務」、「市民等及び事業者の責務」を果すための諸施策及び本条例に基づく、運用基準等を早急にまとめられたい。
- ・ 路上喫煙禁止区域の設定及び屋外喫煙施設の形態並びにそれら周知にかかる予算措置についても早急に対応されたい。